

## 神東塗料株式会社に係る認証の取消しについて

本協会は、神東塗料株式会社による一連の不適切行為に対して、次のとおり認証塗料の認証登録の取消し等を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 認証取得者

神東塗料株式会社

〒661-8511 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目10番73号

#### 2 措置の内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 認証登録番号 | 資管C-3  |
| 認証登録品の種類   | 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 (JWWA K 139)   |
| 登録型式数      | 24 型式  |
| 措置の内容      | 認証登録の取消し (24 型式取消し)  |
| (2) 認証登録番号 | 資管F-4  |
| 認証登録品の種類   | 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗料 (JWWA G 112)                                       |
| 登録型式数      | 18 型式  |
| 措置の内容      | 認証登録の一部取消し (2 型式取消し)<br>シントーパウダー #1200 コスモグレーA<br>シントーパウダー #1200 コスモグレーF   |
| (3) 認証登録番号 | 資管G-1  |
| 認証登録品の種類   | その他の表層材 (水道用コーティング管継手エポキシ系樹脂粉体塗料)  |
| 登録型式数      | 5 型式   |
| 措置の内容      | 認証登録の一部取消し (2 型式取消し)<br>シントーパウダー #1200 TD ダークブルー<br>シントーパウダー #1200 B40 ブルー |

#### 3 措置を行った根拠

「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」及び「品質認証業務に関する認証登録の取消し等の取扱い要領」による。

#### 4 不適切行為の概要

- (1) JWWA K 139 (資管C-3) において、規格から逸脱した方法 (乾燥温度・期間、洗浄操作等) で試験片を作成の上、浸出試験を実施し、認証を取得した。
- (2) JWWA K 139 (資管C-3) において、規格に規定していない原料を使用していた。
- (3) JWWA G 112 (資管F-4) において、「塗料の比重」及び「耐カップング性」の試験結果が規格外であったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた。

(4) JWWA G 112 規格を準用した塗料（資管G-1）において、「耐カッピング性」の試験結果が規格外であったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた。

## 5 措置の理由

(1) 認証登録番号：資管C-3

規格外原料の使用は水道水の安全性に関わる重大な問題であり、さらには、全国の水道事業者に不安を与えるとともに、水道用資機材の流通や工事の進捗に影響を与え、社会的な混乱をもたらす事態に発展した事実を重く見て「認証登録の取消し」とした。

(2) 認証登録番号：資管F-4及び資管G-1

試験結果の改ざんは容認できない行為であるが、水道水の安全性に関わる問題ではなかったこと、また社会的な混乱も少なかったことから、「認証登録の一部取消し（型式の取消し）」とした。

## 6 措置日

令和5年3月31日

## 7 理事長コメント

本協会の品質認証に関わる不適切行為によって、水道事業者、水道資機材メーカーはもとより、広く国民の皆様の信頼を損ね、多大なご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の規格不適合案件に対して、水道水の安全性に関わる事項については、厳しく対処させていただきました。

今後、同様な案件が発生しないよう再発防止に取り組むとともに、品質認証事業の信頼回復に努めてまいります。

以上

担当：品質認証センター品質管理課 山形、波田野 TEL 03-3264-2736  
大阪支所品質管理課 豊島 TEL 06-6655-1920